

INPIT 外国出願補助金 公募要領（出願補助） 令和8年度 第2回

応募締切：令和8年3月23日（月）17：00まで

1. 0 版

令和8年2月

I N P I T（独立行政法人工業所有権情報・研修館）



目次

1. 概要	3
2. 補助対象となる出願	3
3. 補助対象者	4
4. 補助金額・補助率	8
5. 補助対象経費	9
6. 応募申請の手続	10
7. 補助事業者の義務（交付決定前後に遵守すべき事項）	11
8. 審査項目・加点項目	13
9. 提出書類	15
10. データ利活用ポリシー	19
11. I N P I T 関連情報等の提供	22

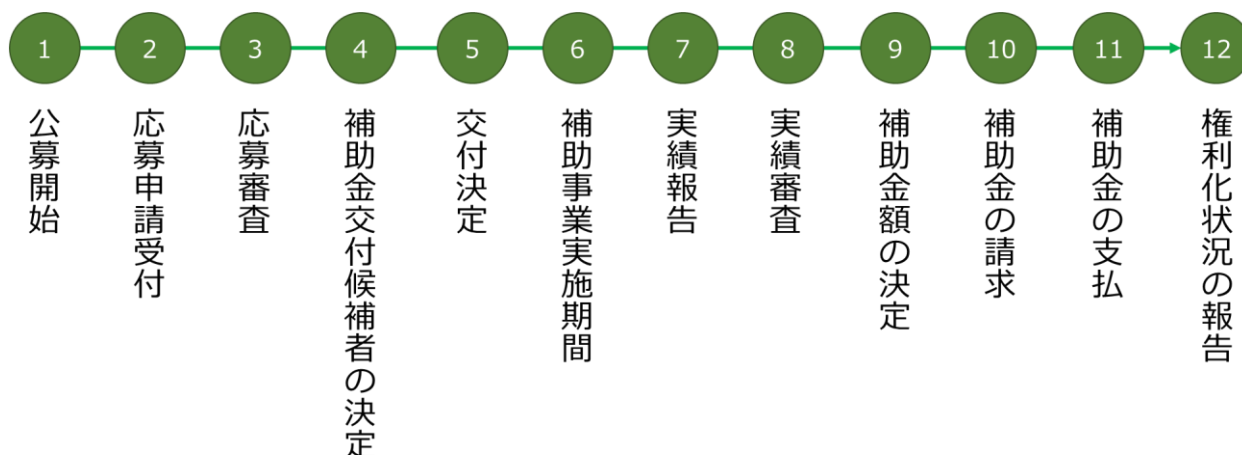
1. 概要

(1) 目的

I N P I T 外国出願補助金（以下「本補助金」という。）は、中小企業等に対して、外国における発明、実用新案、意匠又は商標の権利化（出願手続）に要する経費の一部を交付することで、外国における権利取得を促進させ、国際的な知的財産戦略の構築を支援することを目的としています。

(2) スキーム

本補助金の流れは以下のとおりです。



2. 補助対象となる出願

補助の対象は、次の(1)及び(2)に該当する外国特許庁等への出願又は(3)に該当する外国特許庁等への出願（以下「外国特許庁への出願」という。）とします。

(1) 補助事業者（補助事業者が実施権者等に該当する場合は、実施権の設定等をする者を含む。（以下「補助事業者等」という。））が既に日本国特許庁に行っている出願（特許法第184条の3第1項（日本国特許庁に対し、特許法第184条の4に規定する手続（国内移行手続）を行うものに限る。））、実用新案法第48条の3第1項（日本国特許庁に対し、実用新案法第48条の4に規定する手続（国内移行手続）を行うものに限る。）又は意匠法第60条の6第1項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものを含む。（以下「基礎となる国内出願」という。）について、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）第4条の規定による優先権（以下「優先権」という。）を主張するもの。

(2) 外国特許庁への出願方法が、次のア～エに該当するもの。

ア 当該国・地域の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。

イ 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（特許協力条約による国際出願を外国特許庁等に係属させる（各国・地域への国内移行手続による）方法。）。

ウ 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への意匠登録出願を行う方法。

エ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への商標登録出願を行う方法。

(3) 優先権を主張しないものであって、外国特許庁への出願方法が、次のア～ウに該当するもの。

ア 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（特許協力条約による国際出願を外国特許庁等に係属させる（各国・地域への国内移行手続による）方法。）。ただし、この方法の場合は、日本国特許庁に対し、特許法第 184 条の 4 に規定する手続（国内移行手続）を行わなければならない。

イ ハーグ協定に基づき、指定締約国に日本国を含め、外国特許庁への意匠登録出願を行う方法。

ウ 当該国・地域の法令又はマドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への商標登録出願を行うもの方法。ただし、外国特許庁への商標登録出願に係る標章商標は、補助事業者等が日本国特許庁に行っている商標登録出願に係る標章商標又は補助事業者等有する日本国内の登録商標と対応するものに限る。

なお、外国特許庁への出願と日本国特許庁に行っている出願の出願人の名義が同一でない場合は、補助対象となりません。

3. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社を有する者であって、下記(1)から(4)のいずれかの要件を満たす者として、ただし、みなし大企業（下記(5)に該当する者）、経済産業省から補助金等停止及び契約に係る指名停止措置を受けている者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係がある事業者は、補助対象外とします。

(1) 中小企業者

① 資本金又は従業員数（常勤）が【表 1】の数字以下となる会社又は個人。

【表 1】

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3 億円	3 0 0 人
卸売業	1 億円	1 0 0 人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。)	5, 0 0 0 万円	1 0 0 人
小売業	5, 0 0 0 万円	5 0 人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円	9 0 0 人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	3 0 0 人
旅館業	5, 0 0 0 万円	2 0 0 人
その他の業種（上記以外）	3 億円	3 0 0 人

※ 1 資本金は、資本金の額又は出資の総額をいう。

※ 2 常勤従業員は、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 2 0 条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」と解される。これには、日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれない。

※ 3 個人は、日本国内に住所を有する個人事業主に限る。

②【表 2】の組合等。

【表 2】

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
農業協同組合、農業協同組合連合会
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
森林組合、森林組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会※ 1
特定非営利活動法人※ 2
商工会、商工会議所※ 3

※ 1 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 3 分の 2 以上が 3 億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 3 0 0 人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 3 分の 2 以上が 5 , 0 0 0 万円（酒類卸売業者については、1 億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時 5 0 人（酒類卸売業者については、1 0 0 人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※ 2 特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する者であって、常時使用する従業員の数が 3 0 0 人（小売行に属する事業を主たる事業とする事業者については 5 0 人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については 1 0 0 人）以下のもの。

※ 3 補助対象となる出願は、日本国内で取得した地域団体商標（商標法第 7 条の 2）に係る外国特許庁等への出願に限る。

(2) 創業特定法人

資本金が 3 億円以下の法人であって、応募申請の日において、その設立の日以後 1 0 年を経過していない法人。ただし、資本金が 3 億円を超える法人が、発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を単独で所有している場合又は発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を共同で所有している場合は、補助対象外とします。

(3) 試験研究機関等

次のいずれかに該当する者であること。

- ①学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（②において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（②において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（②において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者
- ②大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人
- ③大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第5条第2項に規定する承認事業者
- ④独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）であって、【表3】に掲げるもの
- ⑤【表3】に掲げる独立行政法人又は特殊法人における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る当該独立行政法人又は当該特殊法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者
- ⑥公設試験研究機関（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者
- ⑦試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第68条第1項に規定する公立大学法人以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものをいう。）

【表3】

独立行政法人・特殊法人
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
福島国際研究教育機構
国立研究開発法人情報通信研究機構
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立科学博物館
国立研究開発法人物質・材料研究機構
国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構
国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター
国立研究開発法人海洋研究開発機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人労働者健康安全機構
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人家畜改良センター
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国立研究開発法人森林研究・整備機構
国立研究開発法人水産研究・教育機構
国立研究開発法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人土木研究所
国立研究開発法人建築研究所
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
独立行政法人海技教育機構
独立行政法人自動車技術総合機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国立研究開発法人国立環境研究所

(4) 実施権者等

上記(1)から(3)に該当する者が出願人となる上記 2. に該当する出願について、当該出願人から、当該出願に関する実施権の設定等を受けた者であって、外国における発明、実用新案、意匠又は商標の権利化（出願手続）に要する経費の一部又は全部を当該出願人に代わり負担する者（上記(1)から(3)に該当する者に限る。以下「実施権者等」という。）。

(5) みなし大企業

次のいずれかに該当する中小企業者は、みなし大企業として補助対象外とします。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

※大企業とは、上記(1)の中小企業者に該当しない者を指します。

※以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上をみなし大企業が所有している者もみなし大企業として取り扱います。

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

※福島復興再生特別措置法第 8 6 条に規定する認定福島復興再生計画に基づき福島国際研究産業都市区域において事業を行う者であって、補助対象となる出願の基礎となる国内出願に係る特許発明又は発明が、当該事業の成果に係るもの（認定福島復興再生計画に期間の定めがある場合にあっては、当該期間の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）である場合は、本条件を適用しません。

4. 補助金額・補助率

補助金額、補助率は、以下のとおりです。

ただし、令和 8 年度に実施する本補助金（第 1 回～第 4 回）の交付決定額の合計額は、下表の 1 事業者あたりの上限額を超えることはできません（3.(3)①～③に該当する試験研究機関等を除く）。

	中小企業者 創業特定法人 試験研究機関等（3.(3)①～③に該当する者を除く）	試験研究機関等 （3.(3)①～③に該当する者）
補助金額	1 事業者あたり 3 0 0 万円以内	上限なし
	ただし、1 出願(※1)に対する補助金額の上限は以下のとおり。 ・特許出願 : 1 5 0 万円以内(※2) ・実用新案出願、意匠登録出願(※3)、商標登録出願(※3) : 6 0 万円以内(※2) ・商標の抜け駆け対策の出願(※3) : 3 0 万円以内(※2)	
補助率	1 / 2	

- (※1) 1 出願とは、1 つの基礎となる国内出願に係る各外国特許庁等への出願一式を指し、複数の国・地域に出願する場合も、「1 出願」として取り扱う。また、基礎となる国内出願がない場合は、当該国際出願に係る各外国特許庁等への出願（国内移行手続）一式を「1 出願」として取り扱う。
- (※2) 共同出願の場合、1 出願に対する補助金額の上限は、上表の金額に当該出願の持ち分割合又は費用負担割合のうち低い方の割合を乗じた額とする。
- (※3) 中小企業者、創業特定法人及び試験研究機関等（3. (3)①～③に該当する者を除く。）について、本補助金の対象とする意匠登録出願及び商標登録出願は、それぞれ 5 件までとする。

5. 補助対象経費

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本補助金の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の区分で定める経費です。補助対象経費の内容及び金額は、応募申請時に提出された見積書により確認します。また、補助対象経費は、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に検収及び支払を完了したものに限ります。

経費区分	内容
外国特許庁等への 納付手数料	・出願手数料 ・国際出願に係る各指定国への国内移行手続の手数料（日本国移行に係る費用は除く。） ・出願審査請求料 ・手続補正書の提出に係る手数料 ・外国特許庁等に出願手数料又は国内移行手続の手数料を支払った後日、補助事業実施期間内に支払う費用であって、当該出願手続又は国内移行手続に関する費用(※1) ・外国特許庁等に出願に係属させるために必要な手数料等
代理人費用等(※2)	・国内代理人（弁理士等）費用(※2) ・現地代理人費用(※2) ・出願国・地域の制度上、出願手続の一環として必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等） ・銀行振込手数料及び送金手数料（補助対象外の出願とまとめて振込・送金する場合は按分すること）
翻訳費用	・明細書等の翻訳に要する費用(※3)

- (※1) 例えば米国における国内移行後の翻訳文提出特例期間内の翻訳文提出費用等を指す。
- (※2) 補助対象となる代理人費用は、国内 1 事務所、現地（出願先毎）1 事務所を前提としているため、前述の 2 か所の代理人の間に第 3 者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、原則補助対象とならない。
- (※3) 「単価×単語数又はページ数」等の内訳を見積書に明記したものに限る。

(2) 補助対象外経費の例

以下の費用は、補助対象となりません。なお、以下に列挙する費用は一例です。

- ①補助金の申請書や実績報告書等の作成に係る費用
- ②消費税、海外での付加価値税（V A T）やサービス税等
- ③日本国特許庁に納付する手数料（例 マドプロ出願の本国官庁手数料、優先権証明書発行料）
- ④先行技術/登録調査に係る費用
- ⑤国際出願の国際段階の手数料（国際出願手数料、予備審査手数料等）
- ⑥翻訳文提出及び出願審査請求等の期間徒過の救済に要する手数料
- ⑦特許料、登録料
- ⑧上記①～⑦を含め、補助対象外経費に対応する代理人費用

(3) 経費に関する注意事項

- ①補助対象経費の精査は、応募申請後の審査にて行います。本補助金に補助金交付候補者として採択された場合であっても、応募申請時に計上した経費がすべて補助対象になるとは限りませんのでご注意ください。
- ②補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。実績報告の際には、外国通貨の場合は、国内の市中銀行が公表する支払日当日のTTSレートで円換算してください（1円未満は切り捨て。）。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います。現金払・手形払等は対象外です。
- ③経済産業省から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者に発注・契約した場合、その経費は補助金の対象外となります。
※停止措置期間外に発注した場合を除く。
- ④消費税等はあらかじめ補助対象経費から除外して算定してください。

6. 応募申請の手続

(1) 応募締切と採択発表

応募締切：令和8年3月23日（月）17：00

補助金交付候補者の採択及び発表：令和8年6月上旬頃（予定）

(2) 補助事業完了期限日

令和8年10月2日（金）

※すべての費用の支払い完了後、30日以内又は上記期限日のいずれか早い方で、実績報告書を提出してください。

※補助事業実施期間には、1. 概要 （2）スキーム内にある「7 実績報告」、並びに、補助事業実施に要した費用精算（国内外代理人への振込等）の完了も含まれます。

(3) 申請方法

J グランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）による電子申請のみ受け付けます。以下のU

R L から応募申請画面にアクセスしてください。

< J グランツ > <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツによる応募申請方法は、I N P I T ホームページ掲載の「I N P I T 外国出願補助金電子申請マニュアル」をご参考ください。

※応募申請後は、INPIT 外国出願補助金事務局にて提出書類を確認し、不備・不足書類の修正・追加提出等をお願いすることがあります。公募期間が終了する直前になると、応募申請いただいた皆様が、これらに対応いただくための時間を十分に確保できない恐れがありますので、早目の応募申請にご協力をお願いします。

※応募締切直前は申請が込み合い、システムエラーが表示されることがあります。時間に余裕をもって応募申請をしてください。

< I N P I T ホームページ > <https://www.inpit.go.jp/shien/gaikoku/100170508.html>

※応募申請には、Gビズ I D プライムアカウントが必要となります。発行まで 1 週間程度時間を要しますので、余裕をもって取得してください。Gビズ I D プライムアカウントの取得方法に関するご質問は、Gビズ I D ホームページに記載のお問合せ先へご連絡ください。

< Gビズ I D ホームページ > <https://gbiz-id.go.jp/top/>

(4) 重複申請の制限

補助を受けようとする外国特許庁への出願（共同出願の場合は、自身の持ち分について）について、国費又は国費を財源とする資金による支援（特許庁が実施する海外出願支援事業（実施機関が都道府県等中小企業支援センター等のもの）も含む。）及び本補助金の補助対象出願として、その両方に応募申請すること（重複申請）はできません。重複申請が発覚した場合、本補助金の応募申請を不採択とし、交付決定がされている場合は、交付決定の一部又は全部を取り消します。

(5) 応募審査結果の通知

補助金交付候補者の採択・不採択の結果は、J グランツにて通知します。応募審査の内容については、一切お答えしかねます。

(6) 補助金交付候補者として採択と交付決定

補助金交付候補者として採択された後、改めて交付申請を行う必要はありません。J グランツにて交付決定通知をしますので、少々お待ちください。また、応募申請後に交付決定に必要な書面の修正等に関する通知又はご連絡をする場合がありますので、速やかに対応ください。ご対応されない場合は、不採択とします。

審査の結果、計上された経費が補助対象外であると判断されるときは、交付決定額が減額又は全額対象外となる場合がありますので、あらかじめ留意ください。

7. 補助事業者の義務（交付決定前後に遵守すべき事項）

本補助金の交付決定を受けようとする者及び受けた者は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法、令和 4 年法律第 4 3 号）に定める「特定技術分野」（同法第 6 6 条第 1 項本文、同法施行令第 1 2 条第 1 項各号）に属する発明が記載された明細書等を含む特許出願（国際出願を含む。）について、本補助金の応募申請を行ってはなりません。

※特許出願の非公開に関する制度について

○内閣府 https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html

○特許庁 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

- (2) 下記 8. (4)①の賃上げ加点を受けた者は、権利化状況報告書にて賃上げの状況を報告しなければなりません。また、正当な理由なく賃上げの実績が従業員の給与支給総額の 1.5%に満たない場合は、交付決定を取り消すことがあります。給与支給総額は、法人の場合は、法人事業概況説明書の人件費の欄の金額、個人事業主の場合は、所得税青色申告決算書（白色申告の場合は収支内訳書）の給料賃金、専従者給与、青色申告特別控除前の所得金額及び白色申告事業専従者控除前の所得金額の欄に記載された金額の合計で判断します。
- (3) 応募申請後に計上していない経費を新たに計上することは、認められません。また、交付決定を受けた後、本補助金の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本補助金を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に I N P I T の承認を得なければなりません。
- (4) 交付決定前に、事業譲渡、会社分割、特許を受ける権利の譲渡等により補助金交付候補者の採択により生じる交付決定を受ける権利を他者に承継すること（相続を除く。）はいかなる理由においても認められません。事業譲渡を受けた者等の補助金交付候補者として採択された事業者以外が交付決定を受けることはできませんのでご注意ください。
- (5) 交付決定後に補助金交付申請額の経費区分ごとに配分された額の変更や税込み 50 万円以上の契約（発注、依頼）の内容変更、補助事業の中止・廃止、補助事業の譲渡（出願の譲渡）等がある場合は、実績報告の前に必ず計画変更等の申請を行ってください。計画変更等の要否が不明な場合は、I N P I T 外国出願補助金事務局へお問い合わせください。
- (6) 補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。期限までに補助事業実績報告書が提出されなかった場合、交付決定を取り消すことがあります。
- (7) 補助事業者は、補助事業完了の日以後、毎年 3 月 31 日を経過した際は、補助対象となった出願の審査結果及び登録状況等を記載した権利化状況報告書を速やかに提出しなければなりません。権利化状況報告書が提出されない場合や虚偽の報告された場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。また、本公募回以降の公募についても、応募申請を認めません。

なお、権利化状況報告書の提出義務は、補助対象となったすべての出願の審査結果及び登録状況等を報告するまでの間、継続します。

※補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本補助金に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

- (10) 補助事業者は、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。また、本補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了後、5年間保存しなければなりません。
- (11) 補助事業者は、本補助金の遂行及び収支の状況について、I N P I T（本補助金の事務局を含む。）から要求があったときは速やかに状況報告書を作成し、I N P I Tに提出しなければなりません。
- (12) 本補助金の進捗状況等の確認のため、事務局が実地検査に入ることがあります。また、補助事業完了後、会計検査院や事務局等が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。
- (13) 補助事業において知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。
- (14) 補助金の支払は、補助事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (15) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：補助金の他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めた上で、不正の内容の公表等を行うことがあります。また、補助事業実施期間中に他の補助金で同様の行為等をした場合も同様です。
- (16) 本補助金の採否にかかわらず、I N P I Tから本補助金に関係する調査への協力をお願いする場合があります。また、申請時に提出された情報については、事業者間の連携の推進、政策効果検証等に使用することを目的として、個社情報が特定されないように処理した上で公開する場合があります。なお、補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、ご協力をお願いします。

8. 審査項目・加点項目

本補助金の応募申請に関する審査項目及び加点項目は以下のとおりです。

- (1) 補助対象事業としての適格性
- ① 公募要領に記載の補助対象者、補助対象となる出願の要件等を満たすか。
 - ② 提出書面に不備等がないか。
- (2) 権利取得の可能性
- 先行技術調査/先行商標調査/意匠調査結果、国際調査報告書（ISR）等から、諸外国において権利を取得する可能性が高い出願か。
- (3) 事業化面
- ① 出願先国の市場が、免許・許認可等の制度的な参入障壁、顧客ニーズ、自社優位性の観点から、新たに参入が可能又は継続的な参入が可能な市場であるか。成長が見込まれる市場か。
 - ② 出願先国での事業展開に、権利化した知財を活用できるか、どのように権利化した知財を活用していくか、具体的な知財戦略が策定されているか。
 - ③ 社内外の体制（人材、事務処理能力、専門的知見等）や財務状況等から、権利化後の海外展開を適切に遂行できると期待できるか。金融機関等からの十分な資金の調達が見込めるか。

(4) 加点項目

- ① 賃上げを実施する事業者に対する加点（３．（１）、（２）及び（４）に該当する者のみ）
補助事業完了日が属する事業年度とその前事業年度を比較し、全従業員の給与支給総額を１．５％以上増加させること。
- ② 地域オープンイノベーション拠点選抜制度（Ｊ－Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ ＨＵＢ）の国際展開型に選定された拠点（事業者）に対する加点
Ｊ－Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ ＨＵＢに選定された拠点であって、応募申請時点で選抜における有効期限内にあること。
※経済産業省「Ｊ－Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ ＨＵＢ 国際展開型」
https://j-innovation.meti.go.jp/cat_type/国際展開型
- ③ 地域未来牽引企業に対する加点
地域未来牽引企業に認定されていること。
※経済産業省「地域未来牽引企業 選定一覧」
<https://chiiki-kenin-kigyuu.meti.go.jp/>
- ④ ワーク・ライフ・バランス等の取組に対する加点
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし１段階目～３段階目又はプラチナえるぼしのいずれかの認定）を受けている者又は従業員数１００人以下であって、「女性の活躍推進データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している者
※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん、トライくるみん又はプラチナくるみんのいずれかの認定）を受けた者又は従業員数１００人以下であって、「一般事業主行動計画公表サイト（両立支援のひろば）」に次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表している者
※厚生労働省「一般事業主行動計画公表サイト（両立支援のひろば）」
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/>
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定制度を受けている者
※厚生労働省「若者雇用促進総合サイト」
<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/search/service/top.action>
- ⑤ 以下の INPIT 支援事業採択事業者に対する加点
 - IP ランドスケープ支援事業
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/index.html>
 - 大学等の研究成果の社会実装に向けた知財支援事業（iAca）
https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ip_academia_haken/index.html
 - スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業（IPAS）
<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipas/index.html>
 - 加速的支援
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/kasoku/>

9. 提出書類

(1) 応募申請の際は、「様式第1別紙」に加え、以下の書類を提出してください。なお、原本の提出は不要です。

書類名	全者必須	詳細
基礎となる出願の出願書類等	○	補助対象出願の種別に<u>応じて</u>、以下の基礎となる出願の出願書類を<u>不足なく</u>提出してください。 (1) 補助対象出願が、当該国の法令に基づき外国特許庁へ出願を行うものの場合 ①日本国内の特許出願（特願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書 ②日本国内の実用新案登録出願（実願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書 ③日本国内の意匠登録出願（意願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書並びに図面若しくは写真 ④日本国内の商標登録出願（商願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証） (2) 補助対象出願が、P C T 国際出願を外国の国内段階に移行するもの場合 ①日本国内の特許出願（特願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書（国内書面）、明細書、特許請求の範囲、図面、要約書 ②日本国内の実用新案登録出願（実願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書（国内書面）、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書 ③ P C T 国際出願（PCT/\$\$20XX/XXXXXX） 受領書、特許協力条約に基づく願書、明細書、請求の範囲、図面、要約書 (3) 補助対象出願が、ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行うもの場合 ①日本国内意匠登録出願（意願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書並びに図面若しくは写真 ②基礎となる国内出願がない場合 出願予定の意匠の図面若しくは写真並びに意匠に係る物品名、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明 (4) 補助対象出願が、マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行うもの場合 ①日本国内の商標登録出願（商願 20XX-XXXXXX）

		受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証） ②事後指定により指定国を追加する場合（商願 20XX-XXXXXX） 受領書、願書（登録になっている場合は商標登録証）、国際登録証 (5) 基礎となる特許出願の応答書類が存在する場合 ①上記(2)に該当する場合は、P C T 条約第 19 条(1)の規定に基づく補正書、P C T 条約第 34 条(2)(b)の規定に基づく補正書、答弁書 ②上記(1)①又は(2)①に該当する場合は、拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等 (6) 基礎となる国内出願を優先権主張せずに行う外国特許庁への出願の場合 上記(1)～(4)のいずれかの出願方法に基づく場合の書類一式
調査報告書	○	■特許出願について I S R（国際調査報告）及び I S A 見解書、若しくは、国内出願の拒絶理由通知書又は特許査定がある場合、これら書類の提出で代替が可能です。 ■特許出願について I S R 等がない場合、先行技術調査報告書を作成して提出してください。 ■商標登録出願については先行商標調査結果、意匠登録出願については先行意匠調査結果を提出してください。
見積書一式	○	交付決定額の算定及び補助対象経費の適否判断に使用しますので、経費の内訳（外国庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）及び消費税の課税について詳細に記載されたものを提出してください。
特許出願非公開制度に関する誓約書		・様式第 1 別添 3：補助対象出願が<u>特許出願の場合のみ</u>、出願の時期にかかわらずすべての申請について提出が必要です。 経済安全保障推進法の保全対象発明に該当しないこと等の誓約書です。
協力承諾書		・様式第 1 別添 1：現地代理人に直接依頼しない場合（選任代理人を通して現地代理人に依頼する場合）は提出が必要です。 補助事業を実施するにあたり、必要となる証憑等の提供の協力を国内代理人に確認するものです。
持ち分割合及び費用負担割合を示す書類		基礎となる国内出願及び補助対象出願が共有に係る場合に提出が必要です。 「契約書」、「覚書」等、各持ち分割合等が明記された書類を提出してください。

実施権者等の単独申請に要する書類		3. (4)の実施権者等が応募申請する場合、提出が必要です。 ・様式第1別添4：応募申請者の宣誓が真正である旨等を証明する書面（特許を受ける権利を有する者（出願人）が作成） ・様式第1別添5：特許を受ける権利を有する者（出願人）から本補助金申請の了承を得ている旨の宣誓書（応募申請者が作成）の2通を提出してください。
決算書		応募申請者が法人の場合に提出が必要です。 直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書（特定非営利活動法人は活動計算書。以下同じ。）を提出してください。 ※1 創業2年未満で2年分の提出ができない場合は、1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）と金融機関が発行する「預金残高証明書（直近2か月分）」を提出してください。 ※2 創業1年未満で決算書の添付ができない場合は、「法人設立届」と金融機関が発行する「預金残高証明書（直近2か月分）」を提出してください。
履歴事項全部証明書		応募申請者が法人の場合に提出が必要です。 最新の情報が記載されたものを提出してください。 ※大学等の試験研究機関等は、提出不要です。
役員名簿		・様式第1別添2：応募申請者が法人の場合に提出が必要です。
株主名簿・出資者名簿		応募申請者が法人の場合に提出が必要です。 ※大学等の試験研究機関等は、提出不要です。
法人事業概況説明書		応募申請者が法人の場合に提出が必要です。 ※国税庁「法人概況報告書」 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/pdf/0021004-100.pdf ※大学等の試験研究機関等は、提出不要です。
確定申告書		応募申請者が個人事業主の場合に提出が必要です。 確定申告書別表第1を直近2年分提出してください。青色申告は「貸借対照表」、白色申告は「収支内訳書」を含めてください。 ※1 創業2年未満で2年分の提出ができない場合は、1期分の確定申告書と金融機関が発行する「預金残高証明書（直近2か月分）」を提出してください。 ※2 創業1年未満で決算書の添付ができない場合は、「開業届」と金融機関が発行する「預金残高証明書（直近2か月分）」を提出してください。

事業の概要や実態がわかる資料	○	事業の概要や実態がわかる資料の PDF もしくは、ホームページに掲載されている場合、該当箇所の URL を提出してください。
賃金引上げ計画の誓約書		賃上げ実施による加点を受ける場合に提出が必要です。
従業員への賃金引上げ計画の表明書		賃上げ実施による加点を受ける場合に提出が必要です。 ただし、常時使用する従業員がいない場合は、提出不要です。

※その他に本補助金の審査の過程において、追加で資料を求める場合があります。その際は事務局の指示に従い、速やかに求められた資料の提出を行ってください。

10. データ利活用ポリシー

本補助金で応募申請時、実績報告書提出時及び権利化状況報告書提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含む。以下「提供情報」という。）は、効果的な政策立案や支援等（申請者への各種情報提供、I N P I T 知財総合支援窓口等の相談支援窓口による個社情報閲覧等）のために、I N P I T の業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者に限る）に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。以上を前提として、申請・報告等を行うことにより、データ利活用に同意したものとみなします。

(1) 提供情報は、データの区分に従い、効果的な政策立案や経営支援等のために、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的で利活用され、提供先に提供（提供を受けた I N P I T 又はその業務委託先からさらに第三者に提供される場合も含む。以下同じ。）される場合があります（以下「本データ利活用」という。）。

(2) 提供情報は、法令等により認められる場合を除き、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的以外の目的に利活用されることはなく、また、提供先以外に提供されることはありません。

なお、I N P I T の判断により提供されない場合や提供先を制限する場合があります。

(3) 支援機関情報、支援情報、その他の第三者に関する情報が含まれる情報（以下「支援機関等情報」という。）について、以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める利活用目的に利活用され、提供先に提供される場合があることについて、申請者は、支援機関等情報について権限を有する者から事前に承諾を得るものとします。

(4) 本補助金に応募申請することにより、本データ利活用に同意し、提供情報を包括的に本データ利活用に供することに同意したものとみなします。

(5) 提供情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、I N P I T は、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証（EBPM）の実施において、大学その他の研究機関等機関に所属する研究者については、EBPM 目的（研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます）のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書等をあらかじめ I N P I T と取り交わした機関に所属する研究者に限り、提供することとしています。

(6) 採択された事業者については、法人名、所在地（都道府県名）、交付の決定を受けた出願件数を、原則、公表いたします。これら情報は、I N P I T ウェブサイトにおいて公表されます。なお、出願内容や個人名は公表いたしません。

【利活用目的・データ提供先】

利活用目的	データの区分														
	申請者の識別・属性情報	共同申請者情報	事業・経営情報	承継情報	担当者情報	財務情報	事業計画	申請事業内容	審査情報	制度活用情報	業務委託先	独立行政法人（※１）	大学その他の研究機関等機関に所属する研究者	中小企業者等	申請者本人
政策の効果検証（EBPM）の実施（※２）	☐	☐				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
効果的な政策立案や経営支援、業務効率化等のためのＩＮＰＩＴ内での情報共有	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				
申請者本人による過去の申請情報等の一括した保存・閲覧	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		☐					☐
将来的な申請の円滑化に向けた申請情報の活用（ワンスオンリー等）	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐			
中小企業等に対する支援情報（補助金や支援策等）の紹介	☐	☐	☐		☐	☐	☐	☐		☐	☐	☐		☐	

※１ 「独立行政法人」とは、利活用目的等に照らしＩＮＰＩＴが必要と認め、かつ、守秘義務等の遵守に係る誓約書等をあらかじめＩＮＰＩＴと取り交わした独立行政法人を指します。

※２ 「政策の効果検証（EBPM）の実施」に係る誓約書を取り交わした研究者等に提供するデータは、以下のとおりとします。

- ・法人：法人名、法人番号、住所、電話番号
- ・個人事業主：商号又は氏名、住所、電話番号
- ・従業員数、資本金、事業所数、設立年（個人事業主は創業年）、都道府県、業種（主な業種、日本標準産業分類の中分類）

- ・売上高、経常利益、付加価値額(粗利、減価償却費)
- ・審査結果(採択/不採択)、審査点
- ・補助金名、申請年度、事業実施年度、応募回

【データ区分】

データ区分	定義	具体例
申請者の識別・属性情報	申請者を特定し、又は申請者に到達することが可能な情報及び法人の規模や体制を示す情報	Gビズ I D 申請者名（法人名／屋号等を含む） 本店住所・代表電話番号 代表者名 従業員数、事業所数、設立年（個人事業主は創業年）、都道府県、市区町村、業種（主な業種、日本標準産業分類の中分類） 等
共同申請者情報	補助金等の事業に申請するに当たり、申請者が提携する法人及び所属する組織の情報	連携先情報 加入組織情報 等
事業・営業情報	申請者の事業概要及び特許情報、取引情報等、事業活動において有用となる技術上又は営業上の情報（営業秘密となる情報を含む）	事業内容 特許情報 販売先／仕入れ先 株主・出資者 等
承継情報	申請者の事業を承継した（承継する予定の）法人等に係る情報又は申請者に事業を承継させた（承継させる予定の）法人等に係る情報	事業承継形態・事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継者・被承継者の基本情報 等
担当者情報	申請者において、補助金の申請を担当している部門名及び従業員の氏名並びにその連絡先	申請担当者名 申請担当者の所属部署 申請担当者の連絡先 等
財務情報	申請者の確定申告及び財務三表（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書）に記載されている情報及びそれらの情報から算出された経営・財務指標	確定申告書等に記載されている情報 貸借対照表に記載されている情報 損益計算書に記載されている情報 各種利益率 等
事業計画	申請者の中期経営計画及び補助金等の申請をした事業に係る計画の内容	中期経営計画 その他事業計画 等

申請事業内容	申請者が補助金等を申請する事業の概要並びに補助金交付金額及び費用などの情報	申請事業名・概要 補助金交付情報 等
審査情報	申請に対して審査員等が審査をした際の情報	審査点 等
制度活用情報	過去に採択された補助金の情報 又は申請中の補助金の情報	補助金交付の履歴 申請年度・事業実施年度、申請応募回 等

11. I N P I T関連情報等の提供

本補助金の交付申請の際に、I N P I Tが実施する他の支援事業への連携希望を確認しており、希望される方へは、担当者から直接のご連絡や関連情報の提供をしています。

＜関連情報の提供例＞

- ・I N P I Tより事業紹介のメール、I N P I Tが運営するイベント、研修、講演等各種情報等の連絡 他

【改定履歴】

版	日付	改定内容
1.0	2026 年 2 月 1 6 日	・初版